

仕 様 書 （単価契約）

1 品 名

凍結防止剤（塩化カルシウム）（25kg/袋）

2 予定数量 約 4,200 袋（増減する可能性有り）

うち 2,260 袋については、下記 7 納入場所及び納入方法（1） に基づき令和 7 年 12 月 19 日（金）までに納入すること。

3 規 格

納入する凍結防止剤は、次の規格を満たすものとする。

（1）用 途 融雪用

（2）形 状

粒状で、粒径 1.0mm 以上 5.6mm 以下が 95%以上であること。

（3）安全性

納入予定材料濃度 10%の水溶液における含有成分が、別紙の有害物質の種類ごとの許容限度に適合すること。検定方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示 64 号）によるものとする。

（4）作業性

散布機搭載時及び散布作業時に、作業の支障となるような粉塵や臭気が発生しないこと。

（5）生産地 日本国内工場生産品であること。

（6）包装袋の容量、材質

25kg 袋詰で、JISZ1534（重包装用ポリエチレン袋）の規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

（7）その他

①品質保証

品質の保証期間は 1 年間とし、適切な状況下での保管中に著しく変質又は固結等している場合には、全て売渡人の責任において取り替えるものとし、これに要する費用の別途支払いは行わないものとする。

②品質証明書

売渡人は、契約締結後から凍結防止剤の初回納入までに、日本国内の公的機関等による品質証明書（食品添加物公定書に基づく試験方法による成分分析試験）の写しを提出するものとする。

なお、その試験項目は以下のとおりとする。

（ア）純度：塩化カルシウムの重量%

（イ）氷点降下：15%水溶液（重量%）における氷点温度

（ウ）重金属イオン類：塩化カルシウム系 砒素（As₂O₃ として）、重金属（鉛換算）

（エ）粒度分布表

4 契約方法

1 袋当たりの単価契約

※ただし、納入等に係る諸経費を含めること。

5 1回の購入数量

100袋以上とする。

6 契約期間

契約日 から 令和8年3月31日まで

7 納入場所及び納入方法

納入場所	注意事項（車両制限等）
① 静岡土木センター 静岡市駿河区小鹿 85 番地の 1 担当者：望月（054）281-1479	・ 大型車不可 ・ 納入場所に天井式クレーン（5 t 未満）の設置があり、納入時使用可能。
② 清水土木センター 静岡市清水区江尻台町 17 番 17 号 担当者：諸井（054）363-5500	・ 大型車不可
③ 葵北道路整備課 ほかに5か所 （俵沢道路工事センター） 静岡市葵区俵沢 82 番地の 1 ほかに 担当者：古川（054）294-1131	・ 大型車不可 ・ 納入は、葵北道路整備課以外に【雪氷対策委託業者】5か所（葵区内牧、俵沢、梅が島、俵峰、牛妻）を含みます。所在地等の詳細は、売渡人に別にお知らせします。
④ リバウエル井川スキー場 静岡市葵区井川 2629 番地の 190 担当者：大城（054）260-2316	・ 大型車不可
⑤ 井川支所 ほかに2か所 静岡市葵区井川 656 番地の 2 ほかに 担当者：高松（054）260-2211	・ 大型車不可 ・ 納入は、井川支所以外に【雪氷対策委託業者】2か所（葵区井川、田代）を含みます。所在地等の詳細は、売渡人に別にお知らせします。

（1）2,260袋について以下の内訳で、令和7年12月19日（金）までに納入すること。

① 静岡土木センター	なし
② 清水土木センター	なし
③ 葵北道路整備課（俵沢道路工事センター） ほかに5か所	810袋
④ リバウエル井川スキー場	300袋
⑤ 井川支所 ほかに2か所	1,150袋

（2）上記（1）発注以降は、発注から7日以内（依頼日を含み休日を除く。）に指定された納入場所に指定数量を納入すること。

（3）納入日時は、事前に各納入場所の担当者と調整すること。

（4）入札参加者は、本件公告日から入札の前日までの間に、必要に応じて現地確認を行うことがで

きる。確認の際は、事前に納入場所担当者に連絡すること。なお、確認を行わなかった場合の異議申し立ては受け付けない。

(5) 納入場所への荷卸しは、売渡人が行い、納入に用いる車両及び荷卸し機械についても、売渡人が用意すること。

(6) 納入時には、納入車両が一般市民及びその他の車両の運行に支障のないように注意すること。

8 請求先

(1) 7 納入場所①、③、④、⑤納入分は、道路保全課へ請求すること。

(2) 7 納入場所②納入分は、清水道路整備課へ請求すること。

9 その他

(1) 入札金額は1袋(25kg 入り)当たりの単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(2) 予定数量は、契約期間における購入数量を推定したものであり、購入数量を保証するものではない。

(3) 契約期間内は、契約単価の見直しを行わない。

(4) 入札金額には、納入等に係る諸経費を含めること。

(5) 支払方法は、月締めとし、翌月に請求書を受け、請求書を受領後30日以内に支払う。

(6) 請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(7) 不明な点は、購入所管課の担当者又は納入場所の担当者と協議すること。

10 購入所管課 建設局道路部 道路保全課 担当 小倉 電話 (054) 221-1129
建設局道路部 清水道路整備課 担当 山田 電話 (054) 354-2056

別 紙

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0. 1mg
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1 リットルにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0. 1mg
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0. 5mg
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0. 1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0. 005mg
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0. 003mg
チウラム	1 リットルにつき 0. 06mg
シマジン	1 リットルにつき 0. 03mg
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0. 2mg
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0. 1mg
ホウ素及びその化合物	1 リットルにつきホウ素 10mg
フッ素及びその化合物	1 リットルにつきフッ素 8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg